



ハラスメントのない職場づくり

職場のハラスメントは、企業で働くすべての人たちの人格や尊厳の侵害につながる問題であり、放置すると従業員の心身の不調だけでなく、休業や退職につながり、事業の継続が難しくなることもあります。

働きやすい職場や人間関係を維持するためにも、上司と部下、同僚間をはじめ、職場の中で常に良好なコミュニケーションを維持し、ハラスメントのない風通しの良い職場づくりに向けた取組を進めましょう。

Q1. 職場におけるハラスメントとは？

●パワーハラスメント

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの（身体的もしくは精神的な苦痛を与えること）の3つの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。



●セクシュアルハラスメント

職場において行われる労働者の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることです。



●妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職場における上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業・介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した労働者の就業環境が害されることです。

※業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しません。

